

預かり保育補助金の支給額算出方法

1 国の制度

保育の必要性のある子どもが幼稚園の預かり保育を利用した場合、
月額最大 1.13 万円まで無償とする。

(国の支給額の算定方法)

月額 450 円に月の利用日数をかけた金額を支給額とする。

例)・スポット利用(月額 600 円)で月 15 日利用した場合

園に支払う金額 $600 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 9,000 \text{ 円}$

国の制度に基づく補助金額 $450 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 6,750 \text{ 円}$

自己負担 2,250 円

・定期利用(月額 15,000 円)で月 17 日利用した場合

園に支払う金額 15,000 円

国の制度に基づく補助金額 $450 \text{ 円} \times 17 \text{ 日} = 7,650 \text{ 円}$

自己負担 7,350 円

2 区の制度

練馬区では、「1 国の制度」を踏まえ以下のように対応します。

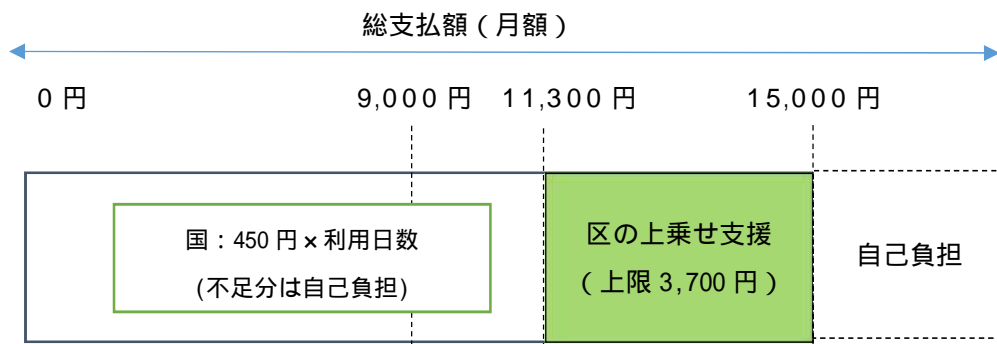
保育の必要性のある子どもが幼稚園の預かり保育を利用した場合、

月額最大 1.5 万円まで無償とする。

なお、支払いについては

1 か月の支払額が 11,300 円を超える場合、3,700 円を上限に保護者に助成する。
国の支援額に関わらず、11,300 円を超えた分について助成する。

(イメージ図)



(ポイント)

- ・ 11,300 円までは、国の制度に基づき 450 円 × 利用日数で算出。
- ・ 1 か月の支払額が 11,300 円を超えた場合は、15,000 円まで助成する。

例) 定期またはスポットの違いに関わらず、支払額が仮に 11,400 円であれば 100 円を、12,000 円であれば 700 円を、上限額 3,700 円まで助成する。

保護者の負担が 11,300 円を超えた場合、当該分を練馬区独自助成で支援する。

(以下試算) すべて保育の必要性がある方対象。

1 スポット (単価 1,000 円) で月に 15 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000 円	3,700 円	6,750 円	4,550 円

2 定期 (月額 13,000 円) で月に 18 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
13,000 円	1,700 円	8,100 円	3,200 円

3 定期 (月額 16,000 円) で月に 20 日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
16,000 円	3,700 円	9,000 円	3,300 円